

次期

「鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョン（仮称）」

策定支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月

鹿児島県農政部農政課
かごしまの食輸出・ブランド戦略室

1 趣旨

この要領は、「次期「鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョン（仮称）」策定支援業務委託」（以下、「本業務」という。）において、企画提案競技により、業者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 本業務の概要

(1) 業務名

次期「鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョン（仮称）」策定支援業務

(2) 業務目的

鹿児島県では、次期「鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョン（仮称）」（以下、「次期ビジョン」という。）の策定に当たり、今後の県産品の更なる輸出拡大に向けた戦略の参考とするため、新たな輸出先国・地域や新たな輸出品目に係るマーケティング調査を行うとともに、より専門性の高い議論を行ってもらうため、外部有識者等から構成される「次期『鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョン』策定検討委員会（仮称）」（以下、「次期ビジョン策定検討委員会」という。）の開催・運営などを行う。

(3) 業務内容

別紙「次期「鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョン（仮称）」策定支援業務委託仕様書（案）」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(4) 履行期限

令和8年3月31日（火）

(5) 契約上限金額

7,707,356円以内（消費税及び地方消費税含む）

3 参加資格要件

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

(1) 法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 鹿児島県から指名停止措置を受けている者ではないこと。

(4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、銀行取引停止処分がなされている者。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。

(5) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人ではないこと。また、次のいずれかに該当する法人でないこと。

ア 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者

(6) 都道府県税、消費者及び地方消費税を滞納していないこと。

(7) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他鹿児島県知事が適当で無いと判断するものを除く。

4 企画提案内容

(1) 新たな輸出先国・地域の開拓に向けた市場調査

ア 現行ビジョンで定める輸出重点国・地域（以下、「既存海外市場」という。）以外の国・地域において、今後、県産農林水産物や、平成27年3月20日内閣府令第10号制定の食品表示基準第2条第1項第1号及び第3号で定める加工食品の販路開拓又は需要拡大が見込めそうな調査の対象となり得る輸出先国・地域について、提案理由も明確にした上で、少なくとも3か国・地域を提案すること。

イ アで提案した輸出先国・地域に対して、輸出品目として有望な品目や国際経済連携協定の状況、輸入規制の状況、市場・ニーズの動向、商習慣、商流、物流等、輸出促進に必要な情報について、具体的な調査・分析手法を提案すること。

(2) 新たな輸出品目に係る輸出可能性調査

ア 現行ビジョンで定める輸出重点品目（以下、「既存品目」という。）以外の品目について、今後、既存海外市場において輸出量の拡大が期待できる調査の対象となり得る品目を、国の「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に定める輸出重点品目を参考にしながら、提案理由を明確にした上で、現行ビジョンの輸出重点品目（9品目）と同数を目安に提案すること。

イ アで提案した品目について、輸入規制の状況、市場・ニーズの動向、商流、物流等、輸出促進に必要な情報について、具体的な調査・分析手法を提案すること。

(3) 次期ビジョン策定検討委員会の開催・運営

ア 次期ビジョン策定検討委員会の運営体制を示すこと。

イ 過去に類似の委員会等の運営を行っている場合は、その実績（資料等）を示すこと。

(4) その他、今回の業務遂行においてアピールできる点等（仕様書に付加して実施可能な企画の提案を含む。）

5 スケジュール（予定）

項目	日程
企画提案募集開始	令和7年4月23日（水）
質問書の提出期限	4月30日（水）午後5時
質問書への回答の公表期限	5月7日（水）
参加申込書，参加資格確認申請書，事業者概要書提出期限	5月9日（金）午後5時必着
企画提案書等提出期限	5月16日（金）午後5時必着
審査結果通知（予定）	5月23日（金）

※ 事前説明会は開催しない。

6 質問書

本企画提案競技に関して質問があるときは，質問書（様式1）を提出し，回答を求めることができる。

(1) 提出方法

「5 スケジュール」に示している期限までに電子メールにより提出すること。

※ 電子メールを送付後，必ず電話で着信確認を行うこと。

(2) 回答

質問書に対する回答は，鹿児島県ホームページにおいて公表する。

なお，質問書に対する回答は，本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

■ 県ホームページ

ホーム> 県政情報> 入札情報・資格審査> 入札情報> 次期「鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョン（仮称）」策定支援業務委託公募型プロポーザルの実施について

https://www.pref.kagoshima.jp/ag36/next_vision/01_kikaku.html

7 参加申込書，参加資格確認申請書，事業者概要書の提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 参加資格確認申請書（様式3）

ウ 事業者概要書（様式4）

(2) 提出期限

「5 スケジュール」に示す期限まで

(3) 提出方法

電子メールによる。

※ 電子メールを送付後，必ず電話で着信確認を行うこと。

(4) 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については，参加申込書等の提出をもって行うものとし，結果（参加資格がないと認めた場合は，その理由も含む）については，後日，参加申込

書に記載のメールアドレス宛に電子メールにて通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになった場合は、当該参加資格を取り消すものとする。

8 企画提案書及び費用見積書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出かがみ（様式5）

イ 企画提案書本体（実施方針、実施手順、企画内容及びスケジュール、本業務を実施するに当たっての人的体制等を示すこと）

ウ 費用見積書（積算内訳を具体的に示すこと）

(2) 提出期限

「5 スケジュール」に示す期限まで

(3) 提出部数

上記(1)のア : 1部

上記(1)のイ, ウ : 8部

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による。

※ FAX や電子メールは不可。

9 企画提案書及び費用見積書の作成に係る留意事項

企画提案書等の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 提出書類はA4サイズとし、様式は任意とする。

(2) 仕様書の内容以外に、契約上限額を超えない範囲で、本業務の目的を達成するために有益と思われる事項があれば追加提案すること。なお、追加提案である旨が分かるように作成し、1頁で作成すること。

(3) 採用された企画提案書の使用権は鹿児島県に帰属する。

(4) 費用見積書の作成に当たっては、仕様書及び企画提案書等に記載した内容を踏まえて、業務を実施するために必要な全ての費用を算出すること。

(5) 企画提案書等の提出は1者1案とする。

(6) 作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(7) 作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。

(8) 企画提案書等は返却しない。

10 審査方法等

(1) 審査方法

審査委員会を鹿児島県農政課において開催し、書類審査の結果、最も内容が優れていると評価された企画提案書等を提出した者を最優秀提案者とする。なお、必要に応じて書面等による質疑を行う。

(2) 審査項目及び審査内容

別表1のとおり。

(3) 審査結果

審査結果は、全ての提案者に対して書面により通知する。

なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

11 契約の締結

(1) 最優秀提案者となった者を委託先候補とし、鹿児島県と詳細な業務の内容や契約条件について協議し合意した後に委託契約を締結する。

(2) 前項の交渉が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

(3) 業務内容を修正した場合においても、2(5)に定める額を上限とする。

(4) 本業務の委託契約は、鹿児島県の契約書式により契約書を作成するものとする。契約に当たっては、契約書を2部作成し、各1部を保有する。

(5) 委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

12 失格要領

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合

(2) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合

(3) 見積書記載の金額が契約上限金額を超えた場合

(4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

(5) 審査の公平を害する行為があった場合

(6) その他企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合

13 その他留意事項

(1) 企画提案書等は、提案者に無断で使用しないが、審査に必要な範囲において複製を作成するものとする。

(2) 審査の過程や結果については、鹿児島県情報公開条例（平成12年条例第113号）に基づき、不開示情報を除いて、情報公開の対象になる。

(3) 天災地変その他やむを得ない理由により、業務の全部又は一部を発注できない場合がある。

14 担当部署（提出先及び問い合わせ先）

鹿児島県農政部農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

電話：099-286-3093（直通） FAX：099-286-5587

E-mail：yusyutsu@pref.kagoshima.lg.jp

(別表1)

審査項目及び評価の視点

審査項目	評価の視点	配点
全体方針	・業務の目的及び内容を正しく理解しているか。	10点
業務内容	・既存海外市場以外の国・地域について、調査の対象となり得る輸出先国・地域に妥当性があるか。	15点
	・既存海外市場以外の国・地域に対して、輸出品目として有望な品目について、輸出促進に必要な情報に対する調査・分析手法に妥当性があるか。	15点
	・既存海外市場における、既存品目以外の品目について、調査の対象となり得る品目に妥当性があるか。	15点
	・輸出量の拡大が期待できる有望な品目について、輸出促進に必要な情報に対する調査・分析手法に妥当性があるか。	15点
業務実施体制	・提案内容を確実に実施できる体制・人員配置となっているか。	5点
業務実績	・本業務を遂行するために必要な知識・専門性を有しているか。 ・過去に類似の業務経験があり、提案内容を遂行する能力を有しているか。	5点
業務実施スケジュール	・本業務の実施に関するスケジュールは、妥当かつ確実性があるか。	5点
経費の合理性	・見積書に所要経費、積算根拠が明確に示されているか。 ・提案内容に対する各所要経費は妥当か。	5点
追加提案	・業務の目的を達成する上で有益な追加提案に対する加点。	10点
合 計		100点